

山口県公安委員会告示第十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項及び第四項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和七年三月二十六日

山口県公安委員会



一 聴聞の期日

令和七年四月十四日

二 聴聞の場所

山口県警察本部八階聴聞室